解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

沖縄県国頭郡金武町字金武七七五八番地
財団法人金武町育英会
代表清算人　比嘉　貴一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目一七番九号
財団法人埼玉県蚕糸会館
代表清算人　小林　嘉朗

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町九番二〇号
社団法人埼玉県リースダイアパー協会
代表清算人　大谷　匡史

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

和歌山市湊通り丁北一丁目一番地の八
社団法人和歌山県舗装業協会
代表清算人　浅田　殊彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月三日

香川県綾歌郡綾川町枌所東三五三九番地
財団法人香川県民間児・者福祉施設振興会
代表清算人　村上　則良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県上閉伊郡大槌町本町六八番地一、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町本町八番二四号　被相続人　亡　髙城　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月三日

事務所岩手県遠野市東穀町八番一三号　遠野ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大沼　宗範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市根下戸町四三番地、最後の住所秋田県大館市根下戸町九番一一号　被相続人　亡　澤野　一徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月三日

事務所秋田県大館市字部垂町三九番地三
相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市牛島字西ノ方家後四三番地、最後の住所秋田県秋田市牛島西一丁目三番五号　被相続人　亡　平澤　三重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月三日

秋田県秋田市山王三丁目八番三四号山王ツインビル二階小林・寺沢法律事務所
相続財産管理人　弁護士　寺沢　修平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市緑町四番、最後の住所山形県酒田市北千日堂前字松境一八番地の一かたばみ荘　被相続人　亡　石黒　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月三日

山形県酒田市千石町一丁目八番一五号
相続財産管理人　新井野裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県白河市大信隈戸字仙久内前二番地、最後の住所福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原三四一番地さつき荘　被相続人　亡　満山　イチ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月三日

福島県石川郡玉川村大字小高字向久保五三番地　相続財産管理人　車田　文昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡茂木町大字茂木一九一二番地二、最後の住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺一一一四番地八　被相続人　亡　笠井　忠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月三日

栃木県宇都宮市旭二丁目六番七号
相続財産管理人　谷田部啓一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間郡越生町大字小杉一〇〇六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮崎三代治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月三日

埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階
相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市長尾四六五番地一七、最後の住所千葉県千葉市中央区長洲一丁目一三番一四号　サンライズ長洲一〇二号　被相続人　亡　麻生浅佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月三日

事務所千葉市中央区中央三丁目一七番二号　ライオンビル四階　千葉銀座法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　舜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区細堀町二一番地、最後の住所千葉県君津市向郷一五四〇番地九　被相続人　亡　岡本万貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月三日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号　北野京葉ビル四階　せんのは法律事務所
相続財産管理人　弁護士　広山　相徳

第60期決算公告

平成25年11月7日
埼玉県さいたま市浦和区常盤9―30―16
株式会社トキワ
代表取締役　杉島　芳治

貸借対照表の要旨（平成25年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	984,678
	固定資産	1,327,175
	繰延資産	5,352
	合計	2,317,205
負債及び純資産の部	流動負債	498,386
	固定負債	1,233,523
	株主資本	585,296
	資本金	44,000
	剰余金	541,296
	利益準備金	11,000
	その他利益剰余金	530,296
	（うち当期純利益）	（31,213）
	合計	2,317,205